

ID: 1938

担当部署: 都市建設課

処分の概要	管理計画の認定の更新		
法令名称 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の6第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【基準】 法第5条の6の規定による。 (認定の更新) 第5条の6 第5条の4の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前3条の規定は、前項の認定の更新について準用する。 3 第1項の認定の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日